

# 奨学金を希望する皆さんへ

— 令和6年度 香川県高等学校等奨学金 募集案内 —  
(高等学校等在学生対象)

## 【問い合わせ先】

香川県教育委員会事務局 高校教育課 奨学金担当

〒760-8582 高松市天神前 6-1 天神前分庁舎

TEL : 087-832-3748 FAX : 087-806-0232

E-mail : kokoyoiku@pref.kagawa.lg.jp

# 目次

～はじめに～	1
<b>1 奨学金の貸付</b>	<b>2</b>
(1) 申込要件等	2
(2) 貸付額	3
(3) 貸付期間	3
(4) 貸付方法	3
(5) 貸付の取り消し・停止	3
<b>2 申請から貸付、返還までの流れ</b>	<b>4</b>
<b>3 奨学金の返還</b>	<b>4</b>
(1) 返還方法	4
(2) 返還期間	4
(3) 返還猶予、返還免除	5
(4) 連帯保証人	5
(5) 期限の利益の喪失（返還が滞った場合の対応）	5
<b>4 申請手続き</b>	<b>6</b>
(1) 提出書類（全て原本を提出してください。コピーは受付できません。）	6
(2) 提出先、提出期限	7
(3) 提出書類チェックリスト	7
<b>5 Q &amp; A</b>	<b>7</b>
<b>貸付申請書 《記入例》</b>	<b>8</b>

## ～はじめに～

香川県高等学校等奨学金は、経済的な理由により修学することが困難な高校生などに奨学金を貸し付けることにより、その修学を容易にし、有為な人材の育成を図ることを目的として設けられた香川県の奨学金です。

奨学金は、あなた自身に貸し付けられるもので、卒業後、あなたが返還することになります。そして、返還されたお金は再び後輩の奨学金として活かされるしくみとなっています。

この奨学金は、高等学校等在学中であれば随時申請できるほか、家計が急変した場合にも申込みをすることができます。

この奨学金は貸付であり、全額返済する必要があります。(給付ではありません。)奨学金の返還は無利息ですが、返還計画どおりに返還されない場合は延滞利息(※)が発生します。

(※) 納期限までに納付がなかった場合、納期限の翌日から民法で定める利率で計算した延滞利息が発生します。

貸付総額が100万円を超える場合もありますので、貸付を希望する方は、返還方法等を十分確認し、返還計画をよく検討のうえ、申請してください。

奨学生の採用方法は、①新規（在学）採用、②緊急採用の2種類があります。

### 【緊急採用制度について】

主に家計を支えている者の死亡、疾病又は失職もしくは火災、風水害等により家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする場合に貸付が受けられる制度です。申請を希望する場合は、在学する学校の先生に相談してください。

(注意点)

- ・ 家計急変の事由が発生したときから1年以内でなければ申込みができません。
- ・ 貸付期間は採用年度末（令和7年3月）までです。
- ・ 貸付終了後においてもなお貸付が必要であると学校長が認める場合は、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、高等学校等の修業年限を限度として貸付を継続することができます。

# 1 奨学金の貸付

## (1) 申込要件等

採用区分	新規（在学）採用	緊急採用						
申請時期	年間を通じて、随時申請を受け付けます。							
申込要件	居所	香川県内に住所を有する者の子弟であること。						
	在学	次のいずれかに在学していること。(以下、「高等学校等」といいます。) <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校</li> <li>・中等教育学校後期課程</li> <li>・特別支援学校の高等部</li> <li>・高等専門学校</li> <li>・専修学校高等課程</li> </ul>						
	学年	全学年						
	併用	次のいずれかによる貸付を受けていないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人日本学生支援機構」の奨学金</li> <li>・「香川県定時制課程及び通信制課程在学修学資金」</li> <li>・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」による修学資金</li> </ul> (※) 香川県高等学校等奨学金との併用ができない奨学金もありますので、ご注意ください。						
審査基準	<p>次の①～③のうち、いずれかに該当すること。</p> <p>①生活保護を受けている世帯である。</p> <p>②市町村民税が非課税または減免を受けている世帯である。</p> <p>③世帯全員の年間収入の合計額が生活保護基準（平成 24 年度）の 2.0 倍以下である。</p> <p>[貸付の対象となる収入額の目安]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員</th> <th>世帯全員の年間収入額の合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4人</td> <td>およそ 600 万円以下</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>およそ 660 万円以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※生活保護基準は、居住地・家族構成等により異なります。</p> <p>※上記の金額はあくまでも目安ですので、この金額以下であっても、貸付けの対象とならない場合があります。</p>	世帯人員	世帯全員の年間収入額の合計	4人	およそ 600 万円以下	5人	およそ 660 万円以下	<p>主として家計を支えている者の死亡、疾病もしくは失業または火災、風水害等により家計が急変し、緊急に奨学金の貸付が必要である者。</p> <p>ただし、家計急変の事由が発生したときから <u>1年以内</u> でなければなりません。</p>
世帯人員	世帯全員の年間収入額の合計							
4人	およそ 600 万円以下							
5人	およそ 660 万円以下							

## (2) 貸付額

次のいずれかの額を選択できます。

区分	国公立高等学校等		私立高等学校等	
	自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
毎月の 貸付額	5,000 円	5,000 円	5,000 円	5,000 円
	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円
	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	18,000 円	20,000 円	20,000 円	20,000 円
		23,000 円	25,000 円	25,000 円
		30,000 円	30,000 円	
			35,000 円	
入学時の 加算額 (※)	20,000 円 37,000 円		30,000 円 57,000 円	

(※) 高等学校等に令和6年4月に入学する方で、令和6年4月から貸付を開始する方は、毎月の貸付金に入学時の加算額を加算できます。(令和6年4月分貸付額に加算されます。)

### 【注意】

奨学金の返還は無利息ですが、返還計画どおりに返還されない場合は延滞利息が発生します。貸付総額が100万円を超える場合もありますので、返還計画をよく検討の上、申請してください。

## (3) 貸付期間

- ① 新規(在学)採用の場合  
令和6年4月から卒業するまでの標準修業年限(高等学校全日制の場合は3年)のうち、申請のあった期間
- ② 緊急採用の場合  
採用年度末(令和7年3月)まで

## (4) 貸付方法

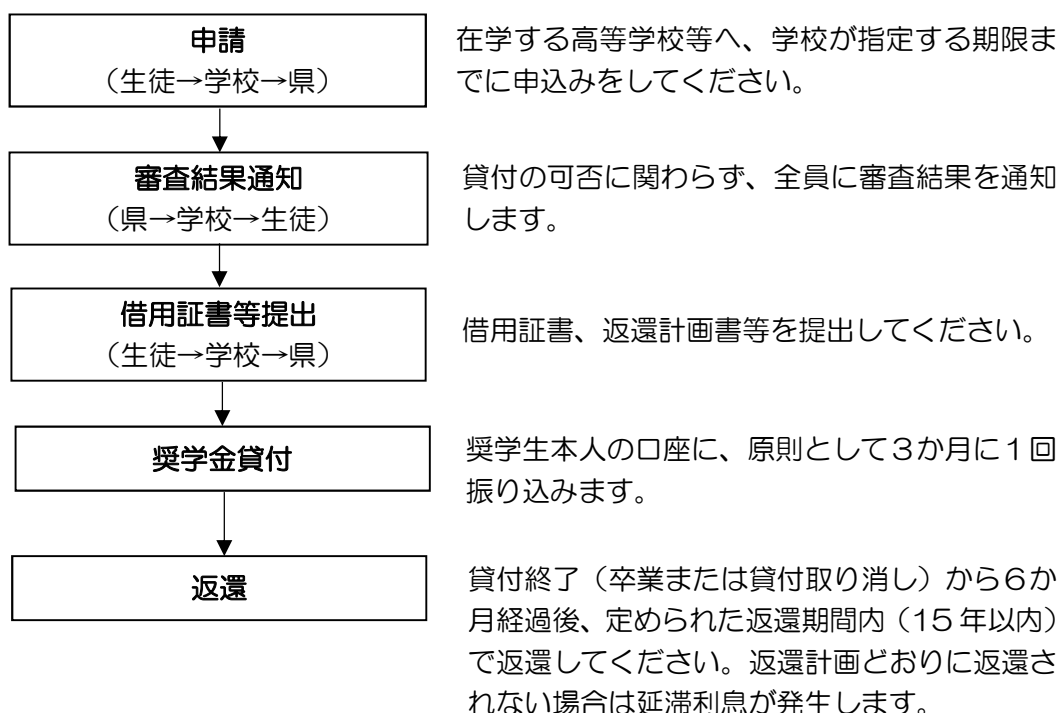
奨学生本人の口座に、原則として3か月に1回振り込みます。(4~9月分は5月下旬、10~12月分は10月上旬、1~3月分は1月上旬に振り込む予定です。)

## (5) 貸付の取り消し・停止

次のいずれかに該当する場合は、貸付が取り消されるか、または停止されます。

- 【取り消し】
- ・貸付を辞退したとき、または退学したとき。
  - ・保護者等が県外へ転出したとき。
  - ・その他貸付が適当でないと認められるとき。
- 【停止】
- ・休学または停学したとき。

## 2 申請から貸付、返還までの流れ



## 3 奨学金の返還

### (1) 返還方法

年賦、半年賦、月賦、その他1年以内の割賦から選択できます。返還月に納入通知書を送付しますので、納期限内に銀行窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。（口座振替による納付ではありませんので、ご注意ください。）

納期限までに納付がなかった場合は、納期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき民法で定める利率で計算した延滞利息が発生します。

### (2) 返還期間

貸付終了（卒業または貸付取り消し）から6か月経過した後、定められた返還期間内（15年以内）で返還してください。返還期間は貸付金総額により異なります。

<返還例> 毎月の貸付金（最高額）の貸付を3年間受け（入学時の加算なし）、年払いまたは月払いで返還する場合

区分	貸付月額	貸付金総額	返還期間	毎年の返還額	毎月の返還額	
国公立	自宅	18,000円	648,000円	9年	72,000円	6,000円
	自宅外	23,000円	828,000円	10年	82,800円	6,900円
私立	自宅	30,000円	1,080,000円	12年	90,000円	7,500円
	自宅外	35,000円	1,260,000円	12年	105,000円	8,750円

### (3) 返還猶予、返還免除

奨学生本人が大学・短大などに進学した場合や、病気、災害その他やむを得ない理由（失業や生活困窮など）で返還することが困難となった場合は、申請により、一定期間、返還が猶予されることがあります。（免除ではありません。）

また、奨学生本人が死亡又は心身に障害が生じたため返還ができなくなったときは、申請により、奨学金の全部または一部の返還が免除されることがあります。

### (4) 連帯保証人

奨学金を申請するにあたり、一名の連帯保証人を立てる必要があります。

連帯保証の対象債務は、元金、延滞利息及び手続費用です。

連帯保証人は、債務者本人（奨学生本人）と一緒に貸付金の全額を返済する責任があります。債権者（県）は、いつでも、どちらに対しても、支払いを請求することができ、連帯保証人が複数いる場合でも、各人が全額返済する責任が生じます。

連帯保証人が死亡した場合、債務は相続人に相続されます。相続人の方は速やかに奨学生本人に連絡し、高校教育課へ届け出てください。相続放棄をした方は、その事実を確認できる書類の提出が必要です。（ご家族の方が、連帯保証人になっていたことを知らないまま債務を相続することを防ぐため、ご家族の方へ説明しておくことをお勧めします。）

#### 【連帯保証人の要件】

- ①奨学金の申請者が未成年者（満 18 歳未満）の場合
  - ・奨学金を申請する者の保護者（保護者不在の場合はこれに準ずる者）
  - ・弁済をする資力を有すること。
- ②奨学金の申請者が成年者（満 18 歳以上）の場合
  - ・奨学金を申請する者とは別生計であり、かつ独立の生計を営む者

### (5) 期限の利益の喪失（返還が滞った場合の対応）

償還期日までに償還されない場合は、債務者本人（奨学生本人）に督促状を送付します。督促状を送付してもなお納付がない場合、文書等による催告を行うとともに、連帯保証人に請求します。

また、償還金の支払遅滞金額が分割金 2 回分に達した日の翌月に相当する日の前日を経過してもなお、支払遅滞金額が分割金 2 回分である場合（例えば、毎月返済（納期限 30 日）の場合、4/30 納期分を滞納したまま、さらに 5/30 納期分を滞納し、2 回分未納のまま 5/30 の翌月の応当日の前日を経過（6/30 午前 0 時）した場合）は、当然に期限の利益を喪失し、直ちに償還金残額の全額を一括返済しなければなりません。

さらに、滞納状況によっては強制執行（差し押さえ）の手続きを行うことがあります。

## 4 申請手続き

### (1) 提出書類（全て原本を提出してください。コピーは受付できません。）

#### ① 高等学校等奨学金貸付申請書（記入例：8ページ）

- ・黒色のボールペンを使用して、楷書ではっきりと記入してください。
- ・訂正する場合は、修正液等を使わず、訂正箇所に二重線を引いて、その上に正しい内容を記入してください。（訂正印は不要です。修正液、修正テープ等で内容を修正した申請書は受付できません。）
- ・住所・氏名は、正確に記入してください。（建物名・部屋番号を省略しない。）
- ・自宅外通学の場合は、寮などの住所を記入してください。（住民票を異動していない場合も、寮などの住所を記入）
- ・電話番号は、日中連絡のつく携帯電話番号などを記入してください。（申請者（生徒本人）が携帯電話を持っていない場合は、連帯保証人と同じ電話番号を記入してください。）

#### ② 世帯全員の住民票の謄本（続柄の記載があるもの）

発行日が申請日から3か月以内であり、かつ続柄の記載がある世帯全員の住民票の謄本（写）（原本）を提出してください。（続柄の記載がない住民票謄本、戸籍謄本、住民票記載事項証明書は受付できません。）

勤務地の都合により別居している方（例えば、単身赴任者など）についても提出が必要です。

#### ③ 収入額等を証明する書類

収入の有無にかかわらず、次の方全員の書類が必要です。

- ・令和6年6月までの申請・・・平成19年4月1日以前に生まれた方全員
  - ・令和6年6月以降の申請・・・平成20年4月1日以前に生まれた方全員
- 次のいずれかの書類（原本）を提出してください。

区分	必要な書類
ア) 本人が <u>生活保護</u> を受けている場合	<u>世帯全員の受給証明書（原本）</u> ※福祉事務所で交付 ※同一世帯に生活保護を受けていない方がいる場合には、ウ)に記載の書類が必要です。
イ) 本人が、 <u>市町村民税が非課税</u> または <u>減免</u> を受けている世帯に属している場合	<u>最新の市（町）県民税所得課税証明書（原本）</u> ※市役所・町役場で交付
ウ) 上記ア)及びイ)に該当しない場合	次のいずれかの書類 ・ <u>令和5年分 源泉徴収票（原本）</u> ・ <u>最新の市（町）県民税所得課税証明書（原本）</u>

(注)「所得課税証明書」に「雑所得」の記載がある方は、何による所得か（例：個人年金、不動産収入など）を余白に記入してください。記入がない場合は連絡します。



## (2) 提出先、提出期限

在学する高等学校等へ、学校が指定する期限までに提出してください。

(在学中であれば随時申請できますが、遡って貸付を受けることはできません。)

## (3) 提出書類チェックリスト

申請書に不備がある場合や添付書類に不足がある場合、審査を行うことができません。提出前に、不備等がないことをご確認ください。

様式等	チェック項目	チェック欄
申請書	記入漏れはありませんか。	
	訂正箇所は修正液を用いず、二重線により訂正していますか。	
	申請者(生徒本人)・連帯保証人、それぞれが自署していますか。	
	貸付期間は、学校の標準修業年限を超えていませんか。	
	貸付額及び入学時加算額は、区分に従って正しく記入できていますか。(→3ページ)	
添付書類	発行日が申込日より3か月以内であり、世帯全員の住民票を添付していますか。	
	必要な方全員の収入額等を証明する書類を添付していますか。	
	「市(町)県民税所得課税証明書」に「雑所得」の記載がある方は、何による所得か(例：個人年金、不動産収入など)を記入していますか。	

## 5 Q&A

質問	回答
奨学金はいつでも申し込むことができますか。	高等学校等在学中であれば、随時申し込むことができます。
入学時加算額を選択できるのはどんな場合ですか。	高等学校等へ4月に入学し、かつ貸付開始月が4月の方だけが選択できます。
連帯保証人は誰でもなれるのですか。	①申請者が未成年者の場合は、保護者 ②申請者が成年者の場合は、申請者とは別生計で、独立の生計を営む者(→5ページ)
収入額を証明する書類は誰のものが必要ですか。	世帯全員の住民票に記載されている方のうち、高校2年生以上にあたる年齢(満16歳)以上の方全員の証明書が必要です。(→6ページ)
父(母)が単身赴任をしているのですが、書類は必要ですか。	単身赴任先での住民票及び収入額等を証明する書類が必要です。
収入がない学生の場合、在学証明書でも構いませんか。	在学証明書では収入の有無を確認することができないため、受け付けることができません。
どのように返還すればいいですか。	納入通知書により、銀行窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。(→4～5ページ)

## 貸付申請書 《記入例》

第1号様式（第3条関係）

### 高等学校等奨学金貸付申請書

提出日（高等学校等の入学式  
以降の日付）を西暦で記入 2024年4月XX日

香川県教育委員会教育長 殿

生徒本人が記入

申請者氏名 **讃岐 桜子**

香川県高等学校等奨学金貸付条例第3条の規定により香川県高等学校等奨学金の貸付けを受けたいので、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第3条の規定により申請します。

ふりがな氏名	さぬき さくらこ <b>讃岐 桜子</b>	生年月日	20XX年XX月XX日 <small>（西暦で記入）</small>
住所	〒760-0000 〇〇市△△町□□番地 ◇◇◇◇アパート〇〇号 <small>（自宅外通学の場合は、寮などの住所）</small>	電話番号	090-XXXX-XXXX <small>（日中連絡のつく携帯電話など）</small>
学校名等	〇〇立□□□高等学校	<input checked="" type="radio"/> 全日制 <input type="radio"/> 定時制 <input type="radio"/> 通信制	〇〇科 1 学年 2024年4月入学
希望貸付期間	<small>（希望する貸付期間を西暦で記入）</small> 2024年4月から 2027年3月まで		
希望貸付額	<small>（希望する貸付月額（p.3）を記入）</small> 月額 〇〇,〇〇〇 円	通学形態	<input checked="" type="radio"/> 自宅通学 <input type="radio"/> 自宅外通学
入学月の貸付額加算の希望の有無	<small>（希望の有無、希望額（p.3）を記入）</small> <input checked="" type="radio"/> 有（ 〇〇,〇〇〇 円 ） ・ 無		
他の奨学金等の受給の有無	無 ・ <input checked="" type="radio"/> 有（奨学金等の名称 <b>〇〇〇〇奨学金</b> ）		

生徒本人が記入

連帯保証人 ふりがな氏名	さぬき いちろう <b>讃岐 一郎</b>	生年月日	19XX年XX月XX日 <small>（西暦で記入）</small>
住所	〒760-0000 〇〇市△△町□□番地 ◇◇◇◇アパート〇〇号	電話番号	080-XXXX-XXXX <small>（日中連絡のつく携帯電話など）</small>
		本人との関係	<b>父</b>

連帯保証人が記入

備考 該当するものを○で囲んでください。

## 高等学校等奨学金貸付申請書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

申請者 氏 名

香川県高等学校等奨学金貸付条例第3条の規定により香川県高等学校等奨学金の貸付けを受けたいので、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第3条の規定により申請します。

ふりがな氏名		生年月日	年 月 日
住所	〒	電話番号	
学校名等		全日制 定時制 通信制	科 学年 年次 年 月入学
希望貸付期間		年 月から	年 月まで
希望貸付額	月額 円	通学形態	自宅通学 自宅外通学
入学月の貸付額加算の希望の有無	有 ( 円) ・ 無		
他の奨学金等の受給の有無	無 ・ 有 (奨学金等の名称 )		
連帯保証人	ふりがな氏名	生年月日	年 月 日
	住所	〒	電話番号
		本人との関係	

備考 該当するものを○で囲んでください。